

江北町 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、1960年（昭和35年）に16,379人でピークをむかえ、その後も人口減少が続けていたが、1990年（平成2年）の国勢調査人口が9,483人であったのに対し、1995年（平成7年）には9,539人と増加に転じた。最新の国勢調査によると2020年（令和2年）には9,566人となっている。

本町の基幹産業である農業においては、農業所得の減少、就農者の高齢化・兼業化による農業従事者の減少、後継者不足及び耕作放棄地など多くの課題を抱えており、商業においては、町外からの専門店の進出や交通手段の進展により地域消費者の購買動向は大型店舗へとシフトの度合いを増しており、地元商店や事業所の存続が、その後継者問題と相俟って大きな課題となっている。

さらに、町民の雇用を生み、地域の活性化や若者の定住など、地域の振興にとって重要である工業においては、企業の生産調整や派遣問題など国及び県との連携に基づく総合的な施策で対処しなければならない多くの課題がある。

また、令和元年経済センサス基礎調査によると、町内の事業所数は2019年（令和元年）には423事業所あるが、そのうちの大部分が中小企業であり、現在の生産力を向上させるためには、労働生産性を向上させることが必須である。そのため、本計画により中小企業者の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることとする。

(2) 目標

町内の中小企業者の人手不足への対応を促進するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業を支援し、本町の活性化につなげることを目標とする。

なお、具体的な目標として、本計画の計画期間内に先端設備等導入計画を5件以上認定することとする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組

別 紙

を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本町内におけるすべての地域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組については、計画認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画認定の対象としない。
- ・町税を滞納している者が計画する事業は、計画認定の対象としない。